

4 在留外国人数

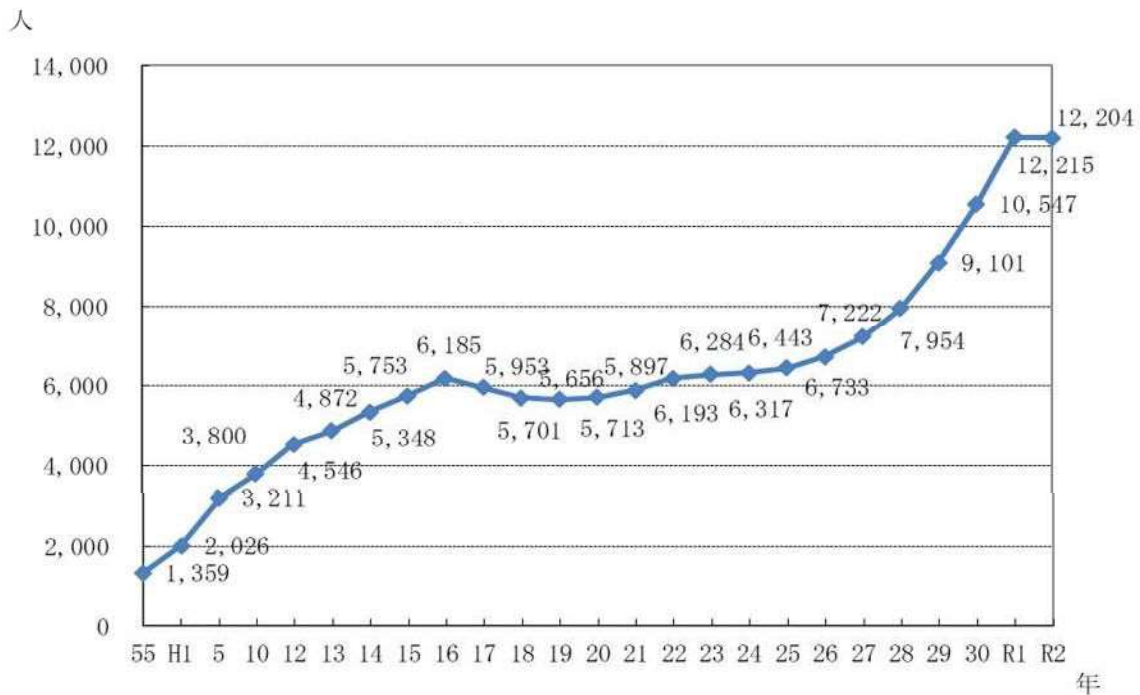
(1) 地域・国籍別在留外国人数

令和2年12月末現在

地域	登録国名称	人数	地域	登録国名称	人数	
アジア	アフガニスタン	13	アフリカ	ベナン	5	
	ミャンマー	128		エリトリア	2	
	バングラデシュ	57		ガーナ	3	
	カンボジア	133		コートジボワール	3	
	スリランカ	28		ケニア	5	
	中国	2,060		マリ	1	
	台湾	125		モロッコ	3	
	インド	39		マラウイ	2	
	インドネシア	564		ナイジェリア	4	
	イラン	2		セネガル	1	
	イスラエル	2		タンザニア	9	
	韓国	485		チュニジア	2	
	朝鮮	31		ウガンダ	1	
	ラオス	5		南アフリカ共和国	8	
	マレーシア	35		エジプト	10	
	モンゴル	11		ジンバブエ	1	
	ネパール	247		小計	60	
	パキスタン	65		北米	カナダ	46
	フィリピン	2,009			コスタリカ	2
	シリア	3	キューバ		1	
	シンガポール	5	ドミニカ共和国		2	
タイ	84	エルサルバドル	1			
トルコ	4	ホンジュラス	1			
ベトナム	5,198	ジャマイカ	5			
イエメン	1	メキシコ	8			
小計	11,334	トリニダード・トバゴ	1			
ヨーロッパ	アルバニア	1	米国		266	
	オーストリア	2	小計	333		
	ベルギー	2	南米	アルゼンチン	8	
	ブルガリア	3		ボリビア	2	
	ベラルーシ	4		ブラジル	125	
	チェコ	1		チリ	1	
	デンマーク	3		コロンビア	1	
	フランス	29		ガイアナ	4	
	ドイツ	17		パラグアイ	3	
	ギリシャ	1		ペルー	13	
	ハンガリー	1		ベネズエラ	2	
	アイルランド	8		小計	159	
	イタリア	9	オセアニア	オーストラリア	44	
	キルギス	1		フィジー	3	
	ラトビア	1		ミクロネシア	4	
	オランダ	10		ニュージーランド	21	
	ノルウェー	3		ソロモン	2	
	ポーランド	6	バヌアツ	1		
	ポルトガル	2	小計	75		
	ルーマニア	8	無国籍	9		
	ロシア	7	合計(94か国・地域)		12,204	
スペイン	9	※ 法務省「在留外国人統計」より				
スウェーデン	6					
スイス	3					
英国	87					
ウクライナ	5					
ウズベキスタン	4					
スロバキア	1					
小計	234					

(2) 在留外国人数の推移

(昭和63年度までは3月末、平成元年～令和2は12月末)



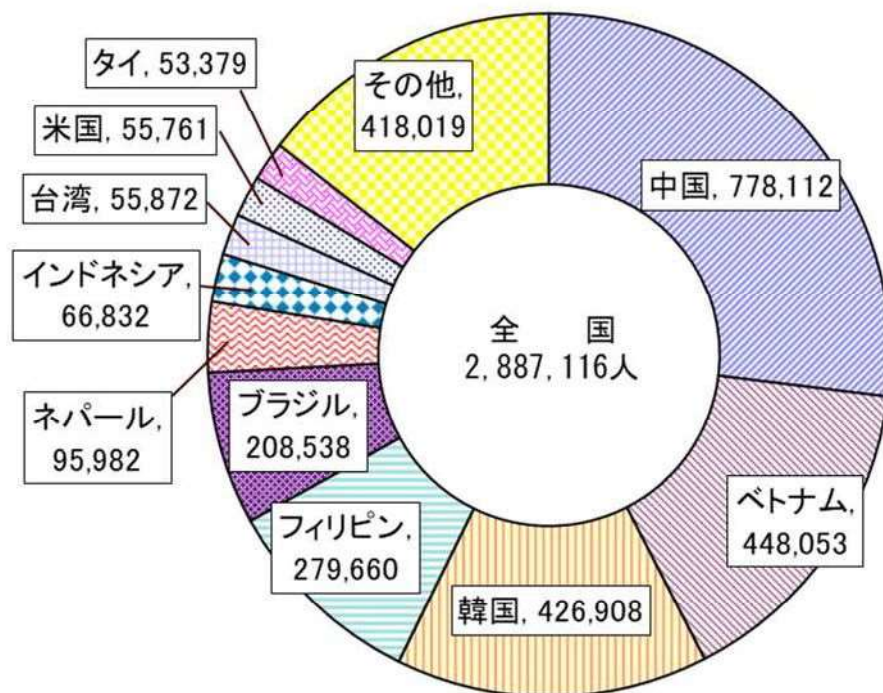
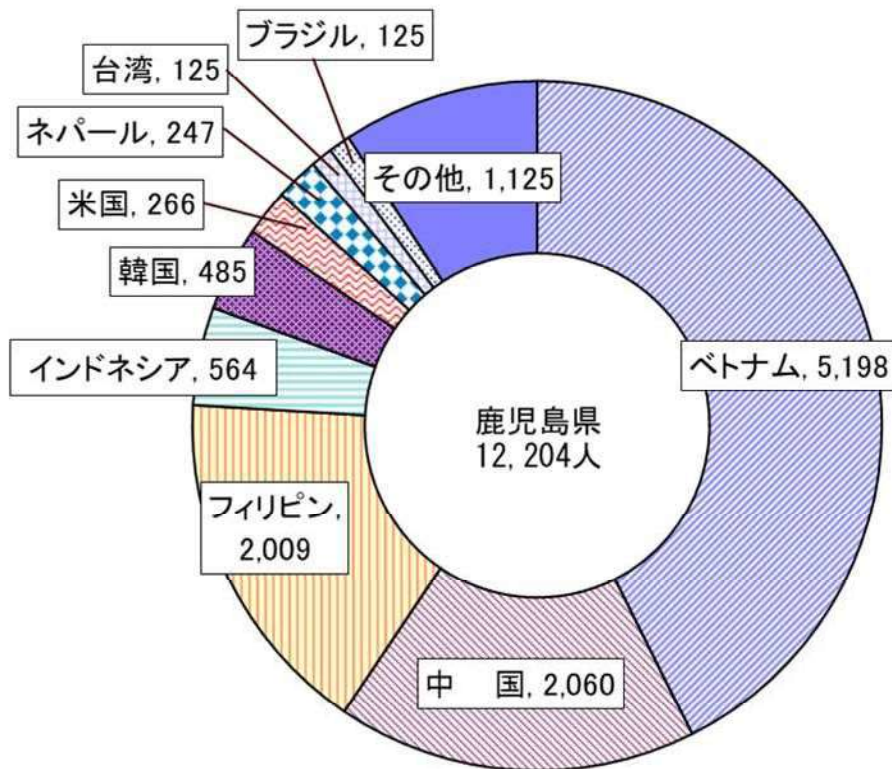
(注) 平成23年までは外国人登録者数，平成24年以降は在留外国人数を掲載しており，それぞれの対象範囲が異なるため，単純に数値を比較することはできません。

(3) 都道府県別在留外国人数（令和2年12月末現在）

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	38,725	石川	15,792	岡山	31,313
青森	6,165	福井	16,156	広島	55,782
岩手	7,782	山梨	17,125	山口	17,279
宮城	22,890	長野	36,530	徳島	6,627
秋田	4,220	岐阜	59,377	香川	14,174
山形	7,826	静岡	99,629	愛媛	13,481
福島	15,043	愛知	273,784	高知	4,832
茨城	72,287	三重	55,982	福岡	81,072
栃木	43,647	滋賀	33,881	佐賀	7,116
群馬	62,749	京都	61,696	長崎	9,955
埼玉	198,235	大阪	253,814	熊本	17,751
千葉	169,833	兵庫	114,806	大分	13,216
東京	560,180	奈良	13,985	宮崎	7,736
神奈川	232,321	和歌山	7,272	鹿児島	12,204
新潟	17,756	鳥取	4,949	沖縄	19,839
富山	19,356	島根	9,324	未定・不詳	21,622
				計	2,887,116

※出典：法務省「在留外国人統計」

(4) 鹿児島県及び全国の国籍別在留外国人数(令和2年12月末)



外国人入国者数及び日本人帰国者数の推移（令和3年7月～令和4年7月）（速報値）

外国人入国者数

令和3年	7月 1日平均	59,465 1,918	総数				新規入国者(※1)				再入国	日本人 帰国者数	入帰国者数 (※4)
			短期滞在		うち観光(※2)	留学	技能実習 (※3)	特定技能 1号	その他				
			47,126 1,520	42,804 1,381									
	8月 1日平均	34,965 1,128	17,228 556	13,504 436	286 9	0	0	3,438 111	12,339 398	51,628 1,665	111,093 3,584		
	9月 1日平均	27,756 925	6,918 231	1,489 50	665 22	0	0	4,764 159	20,838 695	38,106 1,270	65,862 2,195		
	10月 1日平均	33,228 1,072	10,999 355	3,419 110	1,522 49	1	1	6,056 195	22,229 717	42,209 1,362	75,437 2,433		
	11月 1日平均	32,752 1,092	11,568 386	2,255 75	1,709 57	15	12	7,577 253	21,184 706	48,098 1,603	80,850 2,695		
	12月 1日平均	23,786 767	2,783 90	711 23	12 0	0	0	2,060 66	21,003 678	84,535 2,727	108,321 3,494		
令和4年	1月 1日平均	29,736 959	2,015 65	699 23	15 0	0	0	1,301 42	27,721 894	39,725 1,281	69,461 2,241		
	2月 1日平均	28,422 1,015	5,206 186	1,060 38	89 3	5	0	4,052 145	23,216 829	35,226 1,258	63,648 2,273		
	3月 1日平均	82,456 2,660	48,418 1,562	6,522 210	14,810 478	10,163 328	1,758 57	15,165 489	34,038 1,098	90,389 2,916	172,845 5,576		
	4月 1日平均	157,557 5,252	124,337 4,145	15,597 520	46,889 1,563	37,690 1,256	3,692 123	20,469 682	33,220 1,107	101,504 3,383	292,803 9,760		
	5月 1日平均	173,930 5,611	114,498 3,693	25,556 824	30,278 977	36,780 1,186	2,301 74	19,583 632	59,432 1,917	135,246 4,363	309,176 9,973		
	6月 1日平均	149,010 4,967	94,419 3,147	39,122 1,304	12,951 432	21,919 731	1,681 56	18,746 625	54,591 1,820	195,396 6,513	344,406 11,480		
	7月 1日平均	178,679 5,764	111,403 3,594	66,632 2,149	10,227 330	12,610 407	1,604 52	20,330 656	67,276 2,170	266,024 8,581	444,703 14,345		

単位：人
(1日平均は小数以下を四捨五入)

※1. 新規入国者の内訳は、水際対策強化に係る新たな措置(27)(令和4年2月24日公表)及び同措置(29)(令和4年5月26日公表)等に基づき特設の事情があるものとして新規入国した者及びその他入国した者の合計である。
 ※2. 「短期滞在」のうち入国目的「観光」については、水際対策強化に係る新たな措置(29)(令和4年5月26日公表)に基づき観光目的で新規入国した者である。
 ※3. 在留資格「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である。
 ※4. 入帰国者数は、外国人入国者数及び日本人帰国者数の合計である。

コロナ禍における技能実習生の出入国状況調査結果(概要)

令和4年6月22日 外国人材政策推進室

- 調査時点 令和4年4月30日時点
- 調査対象 県内監理団体(36団体)
- 回答率 97.2%(35団体/36団体)

1 県内の技能実習生数(R4.4.30時点で県内監理団体が県内事業所や工場等で監理している実習生数) (単位:人)

		総数	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	その他
①県内技能実習生数		1,729	1,193	51	179	238	31	37
		100%	69.0%	2.9%	10.4%	13.8%	1.8%	2.1%
②技能実習終了者(R4年10月31日までに)		365	251	23	47	36	5	3
		100%	68.8%	6.3%	12.9%	9.9%	1.4%	0.8%
③②のうち特定技能切り替え予定者※		115	85	0	14	9	5	2
		100%	73.9%	0.0%	12.2%	7.8%	4.3%	1.7%
技能実習 修了後	④特定活動(帰国困難)	187	168	19	0	0	0	0
		100%	89.8%	10.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	⑤特定技能外国人	471	414	2	28	15	0	12
		100%	87.9%	0.4%	5.9%	3.2%	0.0%	2.5%

※②のうち約3割が特定技能へ移行予定

2 帰国(見込み) (単位:人)

		総数	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	その他
令和4年度	第1四半期(R4年4～6月)見込み	152	144	0	1	3	4	0
	第2四半期(R4年7～9月)見込み	214	181	20	2	10	0	1
	第3四半期(R4年10～12月)見込み	262	181	26	30	21	0	4
	第4四半期(R5年1～3月)見込み	231	197	1	7	19	0	7
合 計		859	703	47	40	53	4	12

3 令和4年度の入国(見込み) (単位:人)

		総数	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	その他
①	現地大使館ビザ発給済～来日航空券手配済	285	171	2	4	79	29	0
②	現地大使館ビザ申請済～現地大使館ビザ発給前	84	28	0	0	38	18	0
③	在留資格証明交付済～現地大使館ビザ申請前	58	43	0	0	14	0	1
④	現地面接・内定済～在留資格証明交付前	463	242	5	32	55	75	54
⑤	今後、面接・内定予定	336	178	10	39	87	10	12
合 計		1,226	662	17	75	273	132	67

4 これまでに流出した人数と流出の多い分野

597人

分野別 ※1	割合
食品製造	40.0%
農業	23.3%
介護	16.7%
建設	13.3%
機械・金属	6.7%
合計	100.0%

※1: 監理団体に流出の多い分野の上位3つまでを回答していただいた結果の集計。

エリア別 ※2	割合
関東	37.1%
関西	22.9%
九州	14.3%
中部	11.4%
東北	5.7%
北海道	5.7%
中国	2.9%
合計	100.0%

※2: 監理団体の回答を単純集計。流出人数のウエイトは加味していない。

県内における技能実習生等の県外流出の状況について

(県内監理団体からの聞き取り等により作成)

令和4年9月 外国人材政策推進室

1 県外流出対策

- (1) 他組合による受入企業では、技能実習生時代からよくコミュニケーションをとり、働きやすい環境を整えて大都市の賃金面には及ばないまでも、賃金面と福利厚生面を改善している。
- (2) 実習生に都市部は給料が高いが、物価も高いので、今働いている環境より、残るお金が減る可能性がある」と説明し、考え直させた。
- (3) 賃金に格差がある。移動していく実習生から移動先のほうが賃金が高いという言葉をよく聞く。よって各企業の方に賃金を上げるお願いをして対応を行っている。
- (4) 修了予定の実習生には修了日の5～3か月前から定期的に進路相談をし3号を勧めたりする。
- (5) 毎年5%程度の時給UP, 一時金の支給をする。
- (6) 他機関に移動するメリットやデメリットの説明をする。

2 その他意見

- (1) 早期に実習生を受け入れたいとの要望あり、手続きを急いだものの、航空運賃が高騰。費用負担が増加した。円安により、母国への送金分が目減り。実習生の給与に対しての不満が散見されるようになった。
- (2) 鹿児島県の良さをアピールしつつ、外国人労働者のコミュニティを設けることにより、定着してもらう環境を整備できると思う。

鹿児島県内に住所を有する技能実習生監理団体一覧

(一般監理事業：全て ※5年まで)

12団体

(令和4年7月25日現在)

	監理団体名	2号移行対象職種	住所	電話番号	許可日	許可期限	受入れ国	登録支援機関
1	エーアンドエフ事業協同組合	農業(耕種,畜産),食品製造(食鳥処理)	鹿児島県志布志市有明町伊崎田4910	0994 741713	H30.12.10	R5.12.9	フィリピン,インドネシア	○
2	鹿児島県アパレル協同組合	繊維・衣服(婦人子供服,布はく縫製)	鹿児島県始良市宮島町32-13	0995 551631	H29.12.1	R4.11.30	中国,インドネシア	○
3	鹿児島県みらい協同組合	農業(耕種,畜産),建設,食品製造(加熱性水産加工食品,非加熱性水産加工食品,水産練り製品,そう菜),その他(プラスチック成形,ビルクリーニング)	鹿児島県指宿市十二町字野中4501-3	0993 264188	R1.12.3	R6.12.2	インドネシア,フィリピン	○
4	鹿児島国際交流協同組合	食品製造(加熱性水産加工食品,非加熱性水産加工食品,水産練り製品製造業,そう菜製造業)	鹿児島県鹿児島市谷山港2-2-8	0992 624114	R2.10.9	R7.10.8	インドネシア,ミャンマー	○
5	事業協同組合ヒューマンサポート	農業(耕種,畜産),建設(型枠施工,とびほか),食品製造(加熱性水産加工食品,牛豚肉処理,そう菜ほか),繊維・衣服(座席シート縫製),機械・金属,その他(電子機器組立て,プラスチック成形,塗装,自動車整備)	鹿児島県曾於郡大崎町假宿670-2	0994 761872	H30.1.9	R5.1.8	中国,インドネシア,フィリピン	○
6	中小企業地域振興事業協同組合	農業(耕種,畜産),建設(型枠施工,とびほか),食品製造(食鳥処理,加熱性水産加工食品,非加熱性水産加工食品ほか),機械・金属(金属プレス,めっきほか),その他(ビルクリーニング)	鹿児島県鹿児島市田上7-1-6	0998 138561	H29.12.1	R4.11.30	中国,ミャンマー,インドネシア	○
7	T&T事業協同組合	農業(耕種,畜産),建設(型枠施工,とびほか),食品製造(食鳥処理,加熱性水産加工食品,非加熱性水産加工食品,牛豚肉処理,そう菜,漬物ほか),機械・金属(機械検査,電子機器組立てほか),その他(家具製作,印刷)	鹿児島県始良市加治木町1596	0995 632373	R2.12.18	R7.12.17	インドネシア,ミャンマー,タイ	○
8	枕崎市水産物振興協同組合	食品製造(加熱性水産加工食品,非加熱性水産加工食品,水産練り製品)	鹿児島県枕崎市立神本町12	0993 735222	H30.12.10	R5.12.9	中国,インドネシア,フィリピン	○
9	マルイ事業協同組合	農業(畜産),食品製造(食鳥処理,そう菜製造業)	鹿児島県出水市平和町225	0996 630101	H30.9.28	R5.9.27	インドネシア,フィリピン	○
10	ユニバーサルリンク事業協同組合	農業(耕種,畜産),建設(型枠施工,とびほか),機械・金属(金属プレス加工),その他(塗装)	鹿児島県鹿児島市宮之浦町3119-39	0992 941750	H30.1.31	R5.1.30	中国,インドネシア	○
11	アジアアグリ協同組合九州支部(本部：東京)	農業(耕種,畜産),建設(型枠施工,とびほか),食品製造(食鳥処理,加熱性水産加工食品,非加熱性水産加工食品ほか),機械・金属(機械加工,金属プレスほか),その他(自動車整備,ビルクリーニング,介護ほか)	鹿児島市西田2丁目27-32	099 2956059	H29.12.1	R4.11.30	中国,インドネシア,ミャンマー,フィリピン,タイ	○ (アジアアグリ協同組合として)
12	業務推進協同組合(本部：熊本)	農業(耕種,畜産)	鹿屋市蔵川町4519	0994 368701	H29.11.1	R4.10.31	中国,インドネシア,フィリピン	○

(特定監理事業：1号及び2号のみ ※1年または3年まで)

27団体

	監理団体名	2号移行対象職種	住所	電話番号	許可日	許可期限	受入れ国	登録支援機関
1	IDDO協同組合	機械・金属(機械加工,電子機器組立てほか),その他(プラスチック成形,工業包装)	薩摩川内市東郷町南瀬1700	0996 424866	H30.1.9	R8.1.8	中国,インドネシア	
2	アジアン協同組合	帆布製品製造,プラスチック成形,溶接	鹿児島市吉野町9204-43	099 2956788	R3.11.19	R6.11.18	中国,インドネシア	
3	内之浦漁業協同組合	漁船漁業	肝属郡肝付町南方22-2	0994 672121	H30.6.29	R8.6.28	インドネシア	
4	オアシス福祉人材協同組合	介護	鹿児島県霧島市準人町小浜3070	099 5430818	R4.7.22	R7.7.21	インドネシア	R4.7追加
5	大崎町商工会	農業(耕種),建設(型枠施工,鉄筋施行ほか),食品製造(食鳥処理,そう菜),その他(溶接)	曾於郡大崎町仮宿1032-2	0994 760136	H30.1.31	R8.1.30	フィリピン,インドネシア	○
6	鹿児島医療介護福祉ネットワーク協同組合	食品製造(医療・福祉施設給食製造作業),その他(ビルクリーニング,介護)	鹿児島市原4-4-2	099 2105099	R1.7.4	R4.7.3	インドネシア	○
7	鹿児島介護支援事業協同組合	食品製造(水産練り製品,そう菜),その他(ビルクリーニング,介護)	鹿児島市広木3-1-8	099 2300818	R2.4.15	R5.4.14	ミャンマー	
8	鹿児島介護福祉協同組合	その他(介護)	鹿児島市上荒田町8-23	099 202-0771	R2.1.31	R5.1.30	インドネシア	○
9	鹿児島県介護事業協同組合	その他(介護)	鹿児島市若葉町1-3	099 2953033	H30.12.21	R8.12.20	インドネシア	○
10	鹿児島県西部水産加工協同組合	非加熱性水産加工食品製造業	鹿児島県霧島市準人町真孝2741	099 5425434	R4.4.28	R7.4.27	インドネシア	
11	鹿児島ビジネスサポート協同組合	農業(耕種)	鹿児島県始良市加治木町木田794-2	050 88840638	R4.7.22	R7.7.21	インドネシア	○
12	肝付町商工会	農業(耕種,畜産),建設(とび),食品製造(加熱性水産加工食品,牛豚肉処理ほか)	肝属郡肝付町新富117-1	0994 652226	H30.7.25	R8.7.24	中国,インドネシア	○
13	九州アジア人材開発協同組合	農業(耕種,畜産),建設(型枠施工,とびほか),食品製造(加熱性水産加工食品,水産練り製品製造ほか),繊維(紡績運転ほか),機械・金属(機械加工,電子機器組立てほか),その他(印刷,溶接,ビルクリーニング,介護,宿泊)	鹿児島市山之口町1-10-11	099 2489623	H30.6.29	R8.6.28	インドネシア,インドネシア	○
14	協同組合鹿児島ウッドホームビルダー協会	建設(型枠施工,とびほか),その他(家具製作,塗装,ビルクリーニング)	鹿児島市東開町13-30	099 2601915	H30.6.29	R8.6.28	インドネシア,インドネシア	
15	協同組合トレードウィン	左官,電子機器組立て	鹿児島県始良市西餅田134-8	099 2392999	R4.4.28	R7.4.27	インドネシア	
16	協同組合ビジネスサポートKANOKA	農業(耕種,畜産),建設(とび,建設機械施工ほか),食品製造(そう菜製造),その他(自動車整備,印刷,介護)	鹿屋市寿7-9-5	0994 455845	R2.8.6	R5.8.5	インドネシア,ミャンマー,インドネシア	
17	霧島国際交流事業協同組合	建設(とび,建設機械施工),その他(介護)	霧島市準人町朝日132	0995 501855	R1.12.19	R4.12.18	インドネシア	○
18	国際人材創生事業協同組合	農業(耕種,畜産),牛豚肉処理加工業	肝属郡肝付町前田4548-8	080 6452119	R2.11.11	R5.11.10	中国,インドネシア	
19	事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会	建設機械施工,加熱性水産加工食品製造業,そう菜製造業	薩摩川内市天辰町2211-1	0996 413850	R3.9.3	R6.9.2	インドネシア	
20	大宝事業協同組合	建設(建築板金,冷凍空調調機器施工,建具製作ほか),鉄工,塗装,溶接,介護	鹿児島市春山町1502-1	099 2954407	R3.9.3	R6.9.2	インドネシア,ミャンマー,フィリピン,インドネシア	
21	ヒューマンクリエイティブアジア協同組合	農業(耕種),建設(型枠施工,とびほか),鉄工,その他(家具製造,溶接,ビルクリーニングほか)	鹿児島市小野1-20-6	099 2954447	R2.6.26	R5.6.25	インドネシア,ミャンマー	
22	フォーシクグローバル協同組合	建設(建築大工,型枠施工,左官,建設機械施工)	鹿屋市輝北町上引3946	0994 860583	R1.12.19	R4.12.18	インドネシア	
23	フロンティア鹿児島協同組合	農業(耕種)	鹿屋市浜田町632-1	0994 472447	H31.2.15	R9.2.14	フィリピン	○
24	Bonds事業協同組合(さつま建設連合協同組合)	農業(耕種),建設(冷凍空調調機器施工,とびほか),コンクリート製品製造	鹿児島市本城町359-18	099 2985215	R2.1.31	R5.1.30	インドネシア	
25	枕崎市漁業協同組合	漁船漁業	枕崎市松之尾町64	0993 722111	H30.10.5	R8.10.4	インドネシア	
26	南九州畜産食品協同組合	農業(耕種),食品製造(食鳥処理,そう菜)	南九州市知覧町3669	0993 761585	H30.8.31	R8.8.30	フィリピン,インドネシア	○
27	れいめい事業協同組合	農業(耕種,畜産),建設(型枠施工,とびほか),食品製造(牛豚肉処理,パン,医療・福祉施設給食),その他(印刷,ビルクリーニング,介護,宿泊)	鹿児島市新屋敷町22-18	099 2488863	H30.11.9	R8.11.8	中国,ミャンマー,フィリピン,インドネシア	○

※参考 全国の監理団体数 (R4.7.25現在) : 3,590団体 【内訳】 一般(優良) : 1,788団体, 特定 : 1,802団体

※出入国在留管理庁HPより

水際対策

[日本入国時の検疫措置](#)
[よくある質問](#)
[海外から入国される方へ注意事項](#)
[コールセンター](#)
[お知らせ](#)
[関連ページ](#)

日本入国時の検疫措置

[English site](#)

「ファストトラック」を利用することで、入国時の手続を簡略化できます。必ずご利用ください。ファストトラックの利用には「MySOS Web」または「MySOS」アプリによる事前の登録が必要です。具体的な登録方法は下記のボタンをクリックすると確認ができます。



※出国前72時間以内の陰性の検査証明書は、滞在していた国・地域に関わらず全員が提出が必要です。
 ※ワクチン接種を「あり」とできるのは、日本政府が定めたワクチンを接種している場合に限りです。

現在、日本入国時の検疫措置は、滞在していた国の区分と有効なワクチン接種証明書の有無により異なります。

※令和4年9月7日午前0時より水際措置が変更となります。詳細はPDF [水際対策強化に係る新たな措置 \(31\)](#) を確認ください。搭乗する航空機の到着予定時刻が、令和4年9月7日午前0時（日本時間）以降の入国者が新たな措置の対象です。

滞在していた国・地域の区分	有効なワクチン接種証明書	入国時の検疫措置		
		出国前検査	到着時検査	待機
青	問わない	全員 必須	×	×
黄	あり		×	×
	なし		○	自宅3日間 ※1
赤	あり		○	自宅3日間 ※1
	なし	○	施設3日間 ※2	

※1 待機3日目に検査を受検し陰性を確認した場合。検査を受検しない場合は5日間。

水際対策新制度（6月1日開始）に基づく国・地域の指定について

令和4年8月1日

	アジア・大洋州	北米	中南米	欧州	中東・アフリカ
赤(2)				アルバニア	シエラレオネ
黄(97)	インド、北朝鮮、キリバス、クック諸島、サモア、スリランカ、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、パキスタン、バヌアツ、フィジー、フータン、ブルネイ、ベトナム、マーシャル諸島、マカオ、ミクロネシア、モルディブ		アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、ガイアナ、キューバ、グレナダ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バルバドス、ベネズエラ、ベリーズ、ホンジュラス	アンドラ、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、コソボ、サンマリノ、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、バチカン市国、ベラルーシ、ポルトガル、マルタ、リヒテンシュタイン	アンゴラ、イエメン、エジプト、エスワティニ、エリトリア、オマーン、カーボベルデ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、クウェート、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、シリア、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、チャド、中央アフリカ共和国、チュニジア、トーゴ、トルコ、ナミビア、ニジェール、パレスチナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ボツワナ、マリ、モーリタニア、モリタニア、リビア、リベリア、レソト、レバノン
青(102)	インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニューージーランド、ネパール、パプアニューギニア、パラオ、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、香港、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス	カナダ、米国	アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、ドミニカ共和国、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリヤ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カタール、カメルーン、ケニア、コートジボワール、ザンビア、ジブチ、タンザニア、ナイジェリア、西サハラ、バーレーン、ペナン、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、ヨルダン、ルワンダ

出国前検査陰性証明保持の見直し

(要旨)

以下の措置を講じます。

1. 出国前検査証明提出の見直し

「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）の1. で定める、オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）が支配的となっている国・地域からの全ての帰国者・入国者については、ワクチン接種証明書を保持している場合は出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととします。

(注) 上記に基づく措置は、令和4年9月7日午前0時（日本時間）から行うものとします。

詳細は、次頁の「水際対策強化に係る新たな措置（31）」をご参照ください。

水際対策強化に係る新たな措置（31）
（出国前検査陰性証明保持の見直し）

令和4年8月25日

1. 出国前検査証明提出の見直し

「水際対策強化に係る新たな措置（9）」（令和3年3月5日）において、全ての入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出を求めることを、当分の間、継続するものとしている。このうち、「水際対策強化に係る新たな措置（28）」（令和4年5月20日）（以下「措置（28）」という。）の1.で定める、オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）が支配的となっている国・地域（「水際対策強化に係る新たな措置（27）」（令和4年2月24日）における「オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者について、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外務省及び厚生労働省において有効と確認し、措置（28）の別添2で定められたワクチン3回目接種済みであることの証明書。以下、「ワクチン接種証明書」という。）を保持している場合は、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととする。

（注1）上記に基づく措置は、令和4年9月7日午前0時（日本時間）から行うものとする。

（以上）

新型コロナ 入国上限5万人に増

7日から添乗員なし旅行可

政府は9月7日から新型コロナウイルスの水際対策を緩和し、1日当たりの入国者数の上限を2万人から5万人に引き上げる。全ての国を対象に、添乗員を伴わないパッケージツアーでの外国人観光客の入国も可能とする。岸田文雄首相が31日、記者会見し表明した。

政府は感染状況を踏まえながらさらなる緩和も検討。地域経済の活性化を図りたい考えだが、コロナ禍前には不要だった観光ビザ

の取得は依然必要となるなどの制限は続くため、訪日客の大幅増にはつながらない見通しだ。首相は会見で「先進7カ

国（G7）並みの円滑な入国が可能となるよう、さらに緩和を進めていきたい」と強調した。

添乗員を伴わないツアー解禁で、航空券や宿泊がセットの旅行商品を買えば、観光地を自由に回れるようになる見通しだ。観光庁は新たに受け入れる旅行形態の詳細を検討中で、6月の訪日観光解禁時に策定した

指針を改定する。

政府は6月、1日当たり入国者数の上限を1万人から2万人に緩和し、訪日観光客の入国手続きも再開。ただ感染リスクが低い国・地域からの観光客を対象で、ツアーも旅程が管理

しやすい添乗員同行に限っていた。

9月7日からは、入国時に求めてきた現地出国前72時間以内の検査での陰性証明の代わりに、ワクチン3回接種完了の証明が使えるようになる。

技能実習見直し議論へ

法相表明 制度理念と実態にズレ

技能実習制度を巡り、古川禎久法相は29日の閣議後記者会見で関係省庁と見直しを議論する考えを示した。制度は途上国の若者らに日本の技能・技術を学んでもらうことを理念としているが、人手不足を補う労働力として扱っている実態と乖離（かいり）があるとの意見が出ていると指摘。長年の課題を歴史的決着に導きたいと話した。年内にも有識者会議を設置する。

古川法相は、2019年に創設され、人手不足が深刻な業種で就労している在留資格「特定技能」とともに問題点を把握するため、2月から11回にわたって学者やNPO関係者を呼んで勉強会を開いた。

勉強会での議論をもとに今後の論点を提示した。技能実習は▽実習生の日本語能力が不十分で指導時などの意思疎通に困難が生じている▽原則、転籍ができないため

技能実習は原則3年間で転籍できない仕組みで、人権侵害や賃金への不満があっても正規の手続きで別の職場に移るのは難しい。実習先から姿を消す例が後を絶たず、21年は7167人が失踪した。米国務省が人身売買関連の報告書で取り上げると、海外からも批判が出ている。

古川法相は、特定技能については、最長5年の「1号」を終えた人材が、家族帯同が認められ何年度も更新できる「2号」に円滑に移行できる環境整備などが課題との認識を示した。今後は「政策目的・制度趣旨と運用実態に乖離のない、整合性の分かりやすい仕組み」を検討するとし、人権侵害が起らない制度にする必要性を強調した。

技能実習制度 途上国の経済発展を担う「一人づくり」に寄与するのを目的に1993年に創設された。約80の職種で最長5年働ける。2019年に在留資格「特定技能」が創設され、技能実習を終えた後にさらに日本に残って就労できるようになった。技能実習法は、労働力需給の調整手段として行われてはならないと定めるが、実際には人手不足が深刻な建設、製造、農業などで受け入れが拡大した。

法務省によると、国内で働く技能実習生は2021年末時点で約27万6千人。新型コロナウイルスを受け入れた入国制限で19年末（約41万人）から大幅に減ったが、制限が緩和され再び来日が増えている。以前は中国出身者が最多だったが、16年以降はベトナムが1位で、21年末時点では全体の58%を占める。

法相勉強会での指摘	
技能実習	国際貢献の目的と、人手不足を補う労働力として扱っている実態が乖離
	実習生の日本語能力が不十分で意思疎通が困難な例も
	不当に高額な借金を背負って来日
特定技能	原則、転籍ができず不当な扱いを受けても相談・交渉できない
	1号を終えた後、円滑に2号に移行できる環境整備が必要
	経済情勢の変化などに即した受け入れ見込み数の設定が必要

古川法相は、特定技能については、最長5年の「1号」を終えた人材が、家族帯同が認められ何年度も更新できる「2号」に円滑に移行できる環境整備などが課題との認識を示した。今後は「政策目的・制度趣旨と運用実態に乖離のない、整合性の分かりやすい仕組み」を検討するとし、人権侵害が起らない制度にする必要性を強調した。